

1. 令和7年第3回郡上市議会定例会議事日程（第6日）

令和7年9月26日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第87号 郡上市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例について
- 日程3 議案第88号 郡上市火入れに関する条例の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第89号 郡上市下水道条例及び郡上市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第90号 郡上市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第91号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について
- 日程7 議案第92号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について
- 日程8 議案第93号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
- 日程9 議案第94号 令和6年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程10 議案第95号 令和6年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程11 議案第96号 令和6年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程12 議案第97号 令和6年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程13 議案第98号 令和6年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程14 議案第99号 令和6年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程15 議案第100号 令和6年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程16 議案第101号 令和6年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程17 議案第102号 令和6年度郡上市小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程18 議案第103号 令和6年度郡上市工業団地事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程19 議案第104号 令和6年度郡上市財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程20 議案第105号 令和6年度郡上市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程21 議案第106号 令和6年度郡上市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程22 議案第107号 令和6年度郡上市病院事業会計決算認定について
- 日程23 議案第115号 市道路線の認定について

- 日程24 請願第3号 「消費税減税を求める意見書」の国への送付を求める請願書について
日程25 陳情第1号 免税軽油制度の継続を求める陳情書について
日程26 議報告第12号 中間報告について（文教民生常任委員会の行政視察報告）

2. 本日の会議に付した事件

- 日程1から日程26まで
日程27 議発第8号 軽油引取税の課税免除制度の継続を求める意見書について
日程28 議発第9号 議員派遣について
日程29 議報告第13号 諸般の報告について（委員派遣の承認）

3. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番	北山 浩樹	2番	大坪 隆成
3番	有井 弥生	4番	和田 樹典
5番	みづの まり	6番	蓑島 正人
7番	池田 源則	8番	池戸 郁夫
9番	山田 智志	11番	長岡 文男
12番	田代 まさよ	13番	田中 義久
15番	森藤 文男	16番	原 喜与美
17番	野田 かつひこ	18番	清水 敏夫

4. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

10番 本田 敦治

5. 欠員（1名）

6. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	山川 弘保	副市長	置田 優一
副市長	乾 松幸	教育長	熊田 一泰
市長公室長	河合 保隆	総務部長	加藤 光俊
総務部付部長	村瀬 正純	健康福祉部長	田口 昌彦
農林水産部長	田代 吉広	農林水産部付部長	伊藤 公博
商工観光部長	粥川 徹	建設部長	三輪 幸司

環境水道部長	遠 藤 貴 広	郡上偕楽園長	成 瀬 敦 子
教育次長	長 尾 実	会計管理者	中 山 洋
消防長	兼 山 幸 泰	郡上市民病院事務局長	藤 田 重 信
国保白鳥病院事務局長	蓑 島 康 史		

7. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	齋 藤 貴 代	議会事務局 議会総務課 係 長	三 島 栄 志
議会事務局 議会総務課 主 事	小 森 涼		

◎開議の宣告

○議長（森藤文男） おはようございます。

議員各位におかれましては、9月4日開会以来、それぞれ執務お疲れさまでございます。いよいよ最終日を迎えることとなりました。よろしく御審議のほうをお願いいたします。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の欠席議員は10番 本田教治議員であります。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、お願いいいたします。

ここで毎回皆様方にはお願い申し上げておりますが、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしていただか、電源をお切りになるような配慮をしていただきたい、そのように思います。よろしくお願いをいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森藤文男） それでは、日程1、会議録署名議員の指名を行います。

郡上市議会会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には12番 田代まさよ議員、13番 田中義久議員を指名いたします。

◎議案第87号から議案第90号までについて（委員長報告・採決）

○議長（森藤文男） 日程2、議案第87号 郡上市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例についてから、日程5、議案第90号 郡上市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまでの4議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました4議案は、各常任委員会に審査を付託しております。

委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長、長岡文男議員。

11番 長岡文男議員。

○11番（長岡文男） それでは、議案第87号につきまして報告をいたします。

令和7年第3回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例1議案につきまして、令和7年9月17日開催の第3回総務常任委員会において慎重に審査を行いましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第87号 郡上市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例について。

市長公室長から、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえて、市職員等の旅費制度

について、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び支給対象の見直しを行う等、所要の規定を整理するものであるとの説明を受けました。

宿泊費基準額について、「市長等」の「等」とは誰を指すのかとの質問があり、「市長等」には市長のほか副市長、教育長が含まれるとの説明がありました。

宿泊費基準額について、ニューヨークやパリはローシーズンとハイシーズンで金額が大きく変わると、上限を超えた場合の対応はどうなるのかとの質問があり、上限を超えた場合は、協議して対応することとなるとの説明がありました。

資料中、宿泊費基準額の「東京都等」、「岐阜県等」の「等」はどこかとの質問があり、東京都と同額の2万7,000円は埼玉県と京都府であり、岐阜県と同額の1万8,000円は北海道、大阪府、広島県である。金額については、国家公務員に準じて規定しており、実勢価格と現行規定額との乖離の解消のため改正されたものと捉えているとの説明がありました。

市長等の宿泊費基準額は、現行の1万3,100円からほぼ倍増しているが、会場から離れた安価な宿泊先から、利便性の高い、近隣の宿泊先を選択することが可能となったのかとの質問があり、考え方としてはできるだけ安価なところを選択するということではあるが、経費的なコストと時間的なコストをともに踏まえて選択するものであるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたします。

令和7年9月26日、郡上市議會議長 森藤文男様。郡上市議会総務常任委員会委員長 長岡文男。

○議長（森藤文男） 続いて、産業常任委員会委員長、原喜与美議員。

16番 原喜与美議員。

○16番（原 喜与美） おはようございます。

産業建設常任委員会より報告をいたします。

令和7年第3回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例2議案につきまして、令和7年9月18日開催の第3回産業建設常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第88号 郡上市火入れに関する条例の一部を改正する条例について。

農林水産部付部長より、火入れの中止に関する規定における気象注意報の名称について、現行の名称に改めるものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第89号 郡上市下水道条例及び郡上市水道事業給水条例の一部を改正する条例について。

環境水道部長から、国からの通知に基づき、災害その他非常の場合における給排水設備工事を円滑に実施できるよう、所要の規定を整備するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、非常時の指定業者の確認方法について質問があり、案の一つとして市のホームページで市外の指定店の一覧を周知することで市民が確認できるようにするとの説明がありました。

また、非常時の指定業者の対応について質問があり、大規模災害の場合は他市も被災しており、応援体制が整わず、この条例改正を行っても効果は限定的になる恐れもあり得るが、宅内の給水工事は市民が自ら修繕を依頼することになるため、早期復旧の可能性を高めるため、遠方から業者が駆け付けた際にも受け入れができる体制を整えるものであるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とするに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果を報告いたします。

令和7年9月26日、郡上市議会議長 森藤文男様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 原喜与美。

以上であります。

○議長（森藤文男） 続いて、文教民生常任委員会副委員長、田中義久議員。

13番 田中義久議員。

○13番（田中義久） 本日、文教民生常任委員会、本田委員長が欠席をされてみえますので、私が代わって報告をいたします。

令和7年第3回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例1議案につきまして、令和7年9月19日開催の第4回文教民生常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第90号 郡上市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、白鳥保健センターの老朽化等により、郡上市公共施設適正配置計画に基づき、保健センター機能を白鳥庁舎へ移転するためのものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、現在築43年で、鉄筋コンクリートの耐用年数としてはもう少し長いと思うがなぜ廃止するのかとの質問があり、廃止の主な原因是空調の故障であり、耐用年数としては若干早いが、設備的な不調で廃止したいとの説明がありました。

また、機能移転により新たに借地料が増えるのかとの質問があり、既に機能移転しており借地料が増えることはないが、借地のため早めに取り壊して返還したいとの説明がありました。

白鳥庁舎2階を利用してこれまでに支障はなかったかとの質問があり、健診においては受付のスムーズな流れをつくるており、現状においては苦情や不都合はないとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。

令和7年9月26日、郡上市議会議長 森藤文男様。郡上市議会文教民生常任委員会副委員長 田中義久。

○議長（森藤文男） 報告が終わりましたので、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第87号 郡上市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第87号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第87号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第88号 郡上市火入れに関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第88号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第88号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第89号 郡上市下水道条例及び郡上市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第89号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、

採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第89号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第90号 郡上市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、副委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第90号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

副委員長の報告は原案を可とするものであります。副委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第90号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第91号から議案第93号までについて（委員長報告・採決）

○議長（森藤文男） 日程6、議案第91号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議についてから、日程8、議案第93号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についてまでの3議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました3議案は、総務常任委員会に審査を付託しております。

委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

総務常任委員会委員長、長岡文男議員。

11番 長岡文男議員。

○11番（長岡文男） 令和7年第3回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されましたその他3議案につきまして、令和7年9月17日開催の第3回総務常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第91号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について。

市長公室長から、岐阜県市町村会館組合を解散するに当たり、事務の承継に関する特別の定めを規約に追加することについて、関係地方公共団体と協議するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第92号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について。

市長公室長から、岐阜県市町村会館組合を解散すること及び解散に伴う財産処分並びに現に共同処理する事務及び打ち切り決算の審査及び認定等について、関係地方公共団体と協議するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、財政調整積立金の総額5,200万円余の42市町村への分配について、郡上市は旧7町村分となっているのか。また、金額は幾らかとの質問があり、分配は郡上市として1本であり、その金額は各市町村の負担金納入割合に応じて、概算で118万円であるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第93号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について。

市長公室長から、岐阜県市町村会館組合の解散に伴う岐阜県市町村職員退職手当組合からの脱退による構成団体の減及び規約変更について、関係地方公共団体と協議するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をします。

令和7年9月26日、郡上市議會議長 森藤文男様。郡上市議会総務常任委員会委員長 長岡文男。

○議長（森藤文男） 報告が終わりましたので、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第91号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第91号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第91号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第92号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第92号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第92号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第93号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第93号に対する討論の通告はありませんので、討論も終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第93号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第94号から議案第107号までについて（委員長報告・採決）

○議長（森藤文男） 日程9、議案第94号 令和6年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程22、議案第107号 令和6年度郡上市病院事業会計決算認定についてまでの14議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました14議案は、決算認定特別委員会に審査を付託しております。

委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

決算認定特別委員会委員長、長岡文男議員。

11番 長岡文男議員。

○11番（長岡文男） 令和7年9月4日開会の令和7年第3回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました令和6年度決算認定関係議案につきまして、令和7年9月8日開催の第1回決算認定特別委員会、9日開催の第2回決算認定特別委員会及び10日開催の第3回決算認定特別委員会において慎重に審査をいたしましたので報告いたします。

なお、全議員参加の委員会ですので詳細な報告は省略し、結果のみ報告いたします。

議案第94号 令和6年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第95号 令和6年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第96号 令和6年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第97号 令和6年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第98号 令和6年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第99号 令和6年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について、議案第100号 令和6年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について、議案第101号 令和6年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第102号 令和6年度郡上市小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第103号 令和6年度郡上市工業団地事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第104号 令和6年度郡上市財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第105号 令和6年度郡上市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、議案第106号 令和6年度郡上市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、議案第107号 令和6年度郡上市病院事業会計決算認定について、以上14議案につきまして、審査の結果、本委員会としては全会一致で認定することに決定をいたしました。

以上のとおり報告いたします。

令和7年9月26日、郡上市議會議長 森藤文男様。郡上市議会決算認定特別委員会委員長 長岡文男。

以上でございます。

○議長（森藤文男） 報告が終わりましたので、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第94号 令和6年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第94号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ござ

いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第94号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第95号 令和6年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第95号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第95号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第96号 令和6年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第96号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第96号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第97号 令和6年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第97号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第97号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

続きまして、議案第98号 令和6年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第98号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第98号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議案第99号 令和6年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第99号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第99号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第100号 令和6年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入りますが、議案第100号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を

行います。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第100号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第101号 令和6年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第101号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第101号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第102号 令和6年度郡上市小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第102号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第102号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第103号 令和6年度郡上市工業団地事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第103号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第103号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第104号 令和6年度郡上市財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第104号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第104号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第105号 令和6年度郡上市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第105号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第105号は原案のとおり、認定することに決定をいたしました。

議案第106号 令和6年度郡上市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第106号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第106号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第107号 令和6年度郡上市病院事業会計決算認定について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第107号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第107号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

◎議案第115号について（委員長報告・採決）

○議長（森藤文男） 日程23、議案第115号 市道路線の認定についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました議案第115号は、産業建設常任委員会に審査を付託しております。

委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、原喜与美議員。

16番 原喜与美議員。

○16番（原 喜与美） それでは、産業建設常任委員会より報告をいたします。

令和7年第3回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されましたその他議案1議案につきまして、令和7年9月18日開催の第3回産業建設常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第115号 市道路線の認定について。

建設部長から、道路網再編や主要地方道大和美並線の改良、一般県道白山美濃線の改良に伴い、旧道となる区間について県から移管を受けるため、新規路線として認定するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。

令和7年9月26日、郡上市議会議長 森藤文男様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 原喜与美。

以上です。

○議長（森藤文男） 報告が終わりましたので、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第115号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第115号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎請願第3号及び陳情第1号について（委員長報告・討論・採決）

○議長（森藤文男） 日程24、請願第3号 「消費税減税を求める意見書」の国への送付を求める請願書について及び日程25、陳情第1号 免税軽油制度の継続を求める陳情書についての2件を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました2件は、各常任委員会に審査を付託しております。

委員長から審査の結果と経過について報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長、長岡文男議員。

11番 長岡文男議員。

○11番（長岡文男） 令和7年第3回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました請願1件につきまして、令和7年9月17日開催の第3回の総務常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

請願第3号 「消費税減税を求める意見書」の国への送付を求める請願書について。

紹介議員から、消費税の重大な問題は2点あり、累進性がとれないため、低所得層にとって負担が大きい点、そして、所得の再分配機能が発揮しにくい点、消費税増税によって物を買うことを躊躇することとなり、失われた30年といわれる日本経済の停滞を招いた。消費税引き下げの議論の際には、消費税は社会保障の財源であるという理論が消費税引き下げのブレーキとなっている。大企業を中心に内部留保が600兆円ともいわれており、下がり続けている法人税率を元に戻すこと、高額所得者や富裕層の課税の強化、定額課税で20%を超えることのない利子課税の見直しといった税の工夫で代替財源の確保は可能である。それを行わず、生活の苦しい方々がますます苦しくなるという現状をもう止めましょうという声が大きくなつたのが先般の参議院議員選挙であり、政府に対して消費税の引下げをお願いしたい。税制には柔軟性があり、社会保障費は消費税以外の財源に組み替えることができるとの説明がありました。

審査の中で、委員から、市民生活の負担軽減は重要な課題であり、その必要性は十分理解する。しかし、現在の経済状況下においての消費税減税は、仕入れコストの上昇が解消されない限り、減税分が価格引下げに直結することは限らないことや、一時的な消費税減税では消費者心理を動かすことは難しく、貯蓄に回る可能性があることから期待される効果は限定的で不安定である。また、法人税を※引き下げることによって、雇用控えや賃金への影響が出るのではないか、消費税をなくすことによって地方都市は存続できなくなるのではないか、財源がなくなることによって公共サービスが受けられなくなる可能性があるのではないか、こういった点を踏まえ、慎重な議論が必要であるとの意見がありました。

消費税は、地方自治体の重要な財源であり、本市における令和6年度の地方消費税交付金は10億3,835万7,000円で、消費税を減税もしくはなくした場合、福祉、教育、公共交通といったサービスの維持が困難になることが想定される。消費税率の10%のうち2.2%が地方消費税として都道府県に配分され、市町村に交付されていること、地方交付税には消費税の19.5%が充てられており、地方の財源となっていることは、本市にとって非常に大事なポイントであるとの意見があり、請願趣旨からは代替財源の確保の点が不明瞭であり、地方財源を守らないといけない立場としては、深刻な打撃を与える懸念があるものには慎重にならざるを得ないため、本請願には賛同しかねるとの意見がありました。

また、消費税は地方の財源の確保の面で重要であり、令和6年度の国の消費税総額は23兆8,230億円といわれているが、消費税が充てられる社会保障4経費（年金、介護、医療、子ども・子育て支援）の合計は34兆円に上り、消費税だけでは賄い切れておらず、代替財源を見つけることは容易ではないと思われる。国に対して消費税減税を求める意見書を提出することは本市にとって厳しい状況が生じるものと思われ、本請願は不採択とすべきものと考えるとの意見がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で、本件を不採択とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。

令和7年9月26日、郡上市議会議長 森藤文男様。郡上市議会総務常任委員会委員長 長岡文男。

以上でございます。

○議長（森藤文男） 続きまして、産業建設常任委員会委員長、原喜与美議員。

16番 原喜与美議員。

○16番（原 喜与美） 産業建設常任委員会より報告いたします。

令和7年第3回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました陳情1件につきまして、令和7年9月18日開催の第3回産業建設常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

陳情第1号 免税軽油制度の継続を求める陳情書について。

議会事務局より陳情書を朗読していただき、委員長から3年前にも当該制度が令和6年3月末に廃止されないよう意見書を提出した状況と、その特例措置が令和9年3月末で切れるため継続を求める意見書の提出を求めるものであるとの説明を受けました。

委員から、特例措置について、前回と同様に制度の継続を求めた方がよいという意見がありました。

また、本陳情には賛成をいたしましたが、免税軽油制度が導入された経緯や市内の実状など、委員会として引き続き勉強する機会が必要であるとの意見もありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で本件を採択することに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。

令和7年9月26日、郡上市議会議長 森藤文男様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 原喜与美。

○議長（森藤文男） 委員長報告が終わりましたので、請願、陳情ごとに質疑、討論、採決を行います。

請願第3号 「消費税減税を求める意見書」の国への送付を求める請願書について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、請願第3号に対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

17番 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 17番 野田かつひこでございます。請願第3号の紹介議員を務めましたので、この機会にまた許可をいただきましたので、紹介議員としての新たな紹介をさせていただきたいと思います。

消費税減税を求める意見書は、大分前になりますけども、一度、この本議会にも提案させてもらいましたが、やはりなかなか皆さん方の御理解をいただけずに不採択となっておる経過がありますが、今回、中濃民商と称する郡上支部のほうから出されました。

内容は消費税減税を求めるということですので、何%にしてほしいとか廃止してほしいとかというそういう具体的な目標といいますか、課題はここには提起しておりません。

さきの参議院議員選挙においては、多くの野党が一貫してこの消費税減税を公約にしておりました。中には全廃という政党もありましたし、中には当面5%、食料品だけという限定的なものもありました。これらは包括的に考えると、何らかの形で引き下げてほしいという、今は引き下げるべきであるという見解というところで、減税という包括的な表現に留めております。

消費税につきましては皆さんも十分よく御存じだと思いますし、先ほど委員長報告の前段のほうで私が委員会で申し述べたことをきっちり報告してくださいました。それに尽きると思います。消費税は導入当初、皆さん方はもう既によく御存じだと思いますが、薄く広くと称して導入されました3%です。多くの国民はその程度ならというところで渋々といいますか、半ば積極的ではないにしても合意してきたという経過もあると思います。

ところが、今や最大税目の10%まで上ってしまって、所得税を超え、法人税を超えてしまっている。これでは薄く厚くなってしまっている。しかも、その消費税の害悪といいますか矛盾といいますか問題点はますます大きくなっています。これは具体的には少し省略いたします。

今日は、委員会で出されました先ほどの報告の後段のほうです、これに対して私の見解を申し述べて、皆さん方の御賛同をいただきたいと思います。

まず、第1点は、世論調査の結果は約七十三、四%の国民が消費税減税についてはもう合意していらっしゃると言いますか、国民的な合意ができていると私は見ております。調査もそういう方向であります。

一方で、政府は2万円と称しておりますが、定額の給付という形でこれを考えていくようですが、その折り合いがどういうふうにつくかというところでこれは出てきているということあります。

そこで、先ほどその報告ありましたように、消費税減税はどういう問題点があるかという、いろいろと出されました。例えば、一時的に消費税を引き下げる恐らくこれは貯蓄に回ってしまうだろう。どこからそういう議論が私に出てきたのか分かりませんが、貯蓄に回るなら2万円給付でしょう。そちらのほうがはるかに退蔵されることも多いと思います。消費税減税をしてそれが貯蓄に回るということはちょっと考えにくい。どこでどういう議論になったか私は分かりませんが。

2つ目です。社会保障費として消費税は今や不可欠の税源である。この問題です。こうなると社会保障が削られたら大変だと国民は思いますから、消費税はやっぱりなくせんなと思いがちですが、これはまさしくまさに宣伝になります。消費税がなかった頃は社会保障がなかったか、ありましたね、しっかりと。十分でないにしてもしっかりとありました。すなわち、どこの税を充てるかというのは、これは税の配分あるいは組替えの問題でありまして、消費税でなければ社会保障はできないわけでは決して決してありません。

そこで登場するのがよくいわれるよう法人税であります。中には法人税を引き上げるというのはそう簡単ではないようです。大企業が納得できなければ、これはしょうがないと、諦めの発言もありましたけれども、そんなことはありません。消費税は簡単に上げてきますが、法人税は簡単に上げられないんですか。こういう問題です。これは法制上の問題であって、何%にするかは。改正することは幾らでもできます。かつて法人税はかなり高い税率でしたが、今は当時の6割から7割ぐらいまで下がっているはずです。これを元に戻せば大企業の600兆円内部留保をある程度ブレーキをかけることができるだろう。

御承知のように、この内部留保というのは、かつての豪商の屋敷に大判小判が積み込まれたと同じ現象であります。何ら社会的・経済的には役に立たない、退蔵されたお金ですよね。これが内部留保であります。だから、日本経済が停滞しているのはまさにこの600兆円と、今から10年前、私が議員になった頃、これは450兆円でした。うなぎ登りに上がってきているのは、大企業は大きな収益があるんです。これをため込んで活用しないところに日本経済の停滞がある。これは多くの経済学者が指摘しております周知の事実であります。これを活用して、国民や労働者にきちんと配分しながら消費税も抑えてそれを変えていく。こういう方法を示さんことには、私たちはますます失われた40年、50年になっていきます。これが2つ目のものです。

3つ目です。法人税増額と言うけど、郡上市には非常に零細な事業者が多い。法人税を上げたら倒産してしまう、これも間違った議論であります。これは委員会で出されましたけど、法人税は御承知のように利益のないところには課税されません。赤字には課税されない。ですから、これが倒産の直接の原因になるということは、普通は考えられない。むしろ原因になるのは消費税です。インボイスです。これは幾ら赤字であろうとは収めなければならない。この違いをはっきりと認識してもらいたい。3つ目です。

地方消費税は非常に大きな財源で、これがなくなったら郡上市は大変なことになる、そのとおりです。昨年の決算書を見ますと10億円ぐらいの地方消費税が郡上市には入っています。大変大きいです。こうして郡上市に限らず、日本のこういう小さな自治体におきまして、地方消費税というのは本当に今となっては欠くべからざる、ありがたい税収になっております。

さて、よくよく考えてみてください。今から申し上げます、私。消費税は誰が消費しようとかか

ります。子どもでも大人でもお年寄りでもかかる。そして、ましてや郡上市が消費してもかかります。ここを忘れちゃならないんです。郡上市は年間消費税を幾ら払っているんでしょうか。

ずっと前、私は執行部に伺いましたけど、これは計算できにくいくと、私もそう思います。支出のどれだけが消費税なのか。これは大変なことです。概算というかアバウトで言うしかないです。昨年の一般会計、特別会計の支出済額、支出が既に終わっているという額、当初の予算ではなしに支出が終わっている額で見ますと、一般会計で257億円、多分間違っていないと思いますが、特別会計で103億円、合わせて360億円の郡上市は支出をしているはずです。この360億円のうち、消費税はどれだけだと思われます。単純に360億円の10%なら36億円です。でも職員の給料や、いろんな給付金などは消費税がかかりませんから、どれだけかかるかというと、これは非常に計算困難ではあります。仮に大ざっぱに半分消費税を払っているなら18億円、それでも。3分の1なら12億円、360億円の4分の1なら9億円の消費税を払っているんです。これは紛れもない事実ですよね。彼らになるかというのはいろいろ計算でありますけれども。私は4分の1を下回ることはまずないと思います。少なくとも3分の1ぐらいは消費税に関わってくるんじゃないかな。そうなると10億円をもらって、交付金で、9億円か十数億円を消費税で払っているんです。何のための郡上市の財源なんですか。そこまで考えてください。これが消費税の実態なんです。

こういうわけで、私は、消費税減税は郡上市の財政には好転をもたらす、むしろプラスの減税ですけれども、そういうふうに私は考へてもいいのではないか。少なくともプラスにならないとしても、相殺される額ではないでしょうか。ですから、表向きの表面の消費税減税が財政に大きなインパクトを与えるということはないと言えるのではないうか。こう考えると、多くの所得の低い方々、たくさんいらっしゃると思います。こういう方々にとって消費税減税は本当に歓迎されることだと思いますし、郡上市にとっても何らこれは拒否する必要のない減税措置だと思います。どうか皆さん方の御賛同をよろしくお願ひします。

以上でございます。

○議長（森藤文男）　ただいま、委員長の報告に反対で、請願に賛成の討論がありました。委員長の報告に賛成で請願に反対の討論はございませんか。

5番　みずのまり議員。

○5番（みずのまり）　5番　みずのまりです。委員長報告に対して、賛成の立場から討論いたします。

では、具体的な数値を基に申し上げます。令和6年度の郡上市の市税収入は約49億円です。仮に人口3万7,105人でこれを計算しますと、1人当たりの税収は約13万5,000円となります。1人当たり13万5,000円が郡上市の税収となります。

一方、歳出決算額311億円を総人口で割りますと、1人当たり約84万円の行政サービスを郡上市

は提供しているという計算になります。1人当たり税収13万5,000円に対し、決算額は84万円です。そうすると差額がおよそ70万円ございます。この差額70万円は一体どこから來るのでしょうかということです。

郡上市の財政構造を見ますと、依存財源比率が71%と非常に高いのです。自主財源比率は僅か29%という非常に厳しい状態です。つまり、これは1人当たり84万円のうち約60万円を国や県からの依存財源で賄っているというのが現実だということです。この中で地方消費税交付金は10億3,836万円を計上しています。毎年大体10億円のペースで頂いています。これは歳入全体の3.2%に当たります。3.2%と聞くと僅かと思われるかもしれません、これを自主財源に対して考えると、自主財源約94億円に対しては11.1%、市税49億円に対しては約5分の1という大変重要な規模の金額になります。

実は、地方消費税交付金というのは景気変動に左右されにくい貴重な安定財源として機能しています。消費税減税により地方消費税交付金が減少すれば、その穴埋めは他の財源に依存せざるを得ません。

しかし、人口減少が続く当市において、市税の増収というのは今後期待できないものと思われます。これは地方自治の本質的な仕組みであり、都市部と地方部の税収格差を日本の国全体で調整する重要な制度の一つだということが言えるわけです。この制度により、私たちは全国どこにいても、一応差はあるにしても一定水準の行政サービスを受けることが可能となるわけです。

現在、世の中では減税論が多数を占めております。それは存じ上げておりますが、地方自治の立場ではやはり慎重にならざるを得ません。ほとんどの地方自治体は依存財源に頼らざるを得ず、その原資は税金で賄われているからです。

我々議員は住民感情を大切にする一方で、74%の国民が合意しているというお話をございましたが、こうした住民感情を、日常的な感覚を大切にしなければいけない一方で、合理的、科学的な資料に基づいた計画判断もやっぱり求められているわけです。地方自治の財政基盤を根底から揺るがすリスクを犯してまで減税を求めるることは、結果的に住民サービスの低下を招くものと考えます。

以上の理由から、消費税は単なる国の財源ではなく、郡上市の持続可能な行政運営にとって必要な不可欠な安定財源であることを強調し、本請願不採択に賛成いたします。

住民の皆様の負担軽減への思いは理解いたしますが、地方財政の現実を踏まえた慎重な判断が必要だと考えます。

以上で、委員長報告に対して賛成の討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（森藤文男） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） それでは、ここで暫時休憩いたしますので、よろしくお願いします。再開は10

時45分を予定しておりますので、お願ひいたします。

(午前10時37分)

○議長（森藤文男） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前10時45分)

◎発言の訂正

○議長（森藤文男） ここで、総務常任委員長、長岡文男議員より発言が求められておりますので、発言を許可いたします。

11番 長岡文男議員。

○11番（長岡文男） 先ほどの委員長報告の中で発言したことにつきまして、一部訂正をさせていただきたいと思います。

説明の中で「法人税を引き下げること」というふうに申し上げましたが、この部分につきましては「引き上げること」に訂正をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（森藤文男） それでは、先ほど討論はなしということでございました。討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

この採決は起立により行います。請願第3号に対する委員長の報告は、請願を不採択とするものであります。請願第3号を採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（森藤文男） 起立少数でありますので、請願第3号は原案を不採択することに決定をいたしました。

陳情第1号 免税軽油制度の継続を求める陳情書について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、陳情第1号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

陳情第1号に対する委員長の報告は陳情を採択するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、陳情第1号は原案のとおり採択することに決定をいたしました。

◎議報告第12号について（報告）

○議長（森藤文男） 日程26、議報告第12号 中間報告について（文教民生常任委員会の行政視察報告）を議題といたします。

郡上市議会会議規則第45条第2項の規定により、文教民生常任委員会から行政視察報告書が別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しいただき、報告に代えます。

○議長（森藤文男） ここで、日程の追加を行いたいと思います。

お諮りをいたします。議発第8号 軽油引取税の課税免除制度の継続を求める意見書について、議発第9号 議員派遣について、議報告第13号 諸般の報告について（委員の派遣の承認）の3件を日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議発第8号及び議発第9号、議報告第13号の3件を日程に追加することに決定いたしました。

追加日程につきましては、お手元に配付しておりますのでお願ひいたします。

◎議発第8号について（議案朗読・提案説明・採決）

○議長（森藤文男） 日程27、議発第8号 軽油引取税の課税免除制度の継続を求める意見書についてを議題といたします。

まず、事務局が朗読をいたします。

齋藤議会事務局長。

○議会事務局長（齋藤貴代） それでは、読み上げさせていただきます。

議発第8号 軽油引取税の課税免除制度の継続を求める意見書について。

表記について、地方自治法第99条及び郡上市議会会議規則第14条第2項の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

令和7年9月26日提出、提出者、郡上市議会産業建設常任委員会委員長 原喜与美。郡上市議会議長 森藤文男様。

提出理由。

軽油引取税の課税免除制度が廃止されると、本市の産業の柱である冬季観光産業や農林業などの経営において大きな負担増を強いられることとなり、地域経済に計り知れない影響を与えることか

ら、現行の制度を継続されるよう国に求めるため。

次ページに案をおつけしておりますので御覧ください。

軽油引取税の課税免除制度の継続を求める意見書（案）。

軽油引取税の課税免除制度は、令和9年3月31日までの時限的な措置であるが、観光業、農林業、建設業など道路を使用しない機械燃料の軽油については、申請によって課税が免除され、これまで様々な産業の経営に大きく貢献してきた。

とりわけ、本市の冬季における産業の重要な柱であるスキー・スノーボード等の観光業においては、スキー場ゲレンデ整備車、降雪機などに使う軽油がこの課税免除制度の対象となっているが、人口減少や趣味の多様化に起因したスキーヤーやスノーボーダーの減少による厳しい経営状況の中には、安全・安心かつ快適なゲレンデ環境を提供するための必要不可欠な措置である。

また、地球環境の保全や災害防止など多面的機能を持つ森林の管理を担う林業においては、施業管理に必要な重機等に使う軽油も免税対象となっている。そのほか、農業や木材加工業などにおいても課税免除制度が活用されてきたところである。

今後、この課税免除制度が廃止された場合、本山のような中山間地域の産業の柱であるスキー・スノーボード等の冬季観光業や農林業などの経営に大きな負担増を強いられ、地域経済に計り知れない影響を与えることとなる。

よって、国においては、現行の軽油引取税の課税免除制度を継続されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月26日、岐阜県郡上市議会。

提出先は御覧のとおりとなっております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（森藤文男） 提出者の説明を求めます。

16番 原喜与美議員。

○16番（原 喜与美） 原です。軽油引取税の課税免除制度につきましては、ただいま議会事務局長が朗読をされましたとおりでございます。

文中にもありますように、この制度は時限的なものでありますて、令和9年3月31日をもって制度の期限が満了することになっております。

冬季のスノーレジャーなどの観光産業においては絶対不可欠な課題でありまして、市にとっても大きな産業の一つであるスノーレジャー産業を円滑に継続運営していただくためにも、制度の延長継続は絶対必要でございます。また、このほかにも農林業にとっても大変重要なことであります。

よって、政府に対し、この制度の継続を切に願い、本意見書を政府に提出するものであります。

議員各位の御賛同をよろしくお願ひいたします。

以上であります。

○議長（森藤文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっています議発第8号につきましては、郡上市議会会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたします。

討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議発第8号について、原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議発第8号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議発第9号について（採決）

○議長（森藤文男） 日程28、議発第9号 議員派遣についてを議題といたします。

郡上市議会会議規則第170条の規定により申出がありました。申出のとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、申出のとおり議員を派遣することに決定をいたしました。

◎議報告第13号について（報告）

○議長（森藤文男） 日程29、議報告第13号 諸般の報告について（議員派遣の承認）を議題といたします。

郡上市議会会議規則第106条の規定により、総務常任委員会委員長から別紙写しのとおり提出され承認いたしましたので、お目通しいただき、報告に代えます。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

◎市長挨拶

○議長（森藤文男） ここで、山川市長から御挨拶をいただきます。

山川市長。

○市長（山川弘保） 令和7年第3回郡上市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議会におかれましては、去る9月4日木曜日開会以来、本日9月26日金曜日に至るまでの23日間にわたり、終始、緊張かつ御熱心に御審議をいただきました。

令和6年度の決算認定をはじめ、令和7年度の補正予算や条例改正など、多くの議案について御議決いただき誠にありがとうございました。

今回の市議会定例会の一般質問では、多くのことを御質問いただきましてありがとうございます。

保育園のバスをどうすべきか、移住定住の新たなプログラムはどうするべきか、職員が減っていく中、人口も減る中、デジタルトランスフォーメーションはどう導入していくか、高齢者のシェアハウス、管理ができない不動産の処理、自治会の運営、図書館はどうするか、人手の足りない農業、郡上の踊りをどう続けるのか、地域の資源文化は誰がそれを保っていくのか、などございました。

これは全て郡上市が人口減少を目の当たりにする中で、お一人お一人の議員の皆さんに、今現状の問題点、また将来にわたっての展望を御質問を通じて述べていただいたことと理解をしております。

私たちは郡上市をつくっていく上で、大きな財源として起債を使います。起債は人口が将来増えんだろうという設定の基に、世代間の負担の公平を期すためにつくられた事業だと私は理解をしていますが、今のような人口減の局面においては、これから少数となっていく未来の人たちにとっては不公平そのものにあたります。

こういった中、私たちは今何をしておかなければならぬのか。未来の子どもたちに不公平感を与えないためには、これまで郡上市がやってきた非効率な施設、また計画は整理をすることが必要です。

民間の例で言えば、株式投資をしていて、そこに損が生じることが分かっても、今まで投資した分が損だと分かっても止める、つまり損切りというものがあります。

私たちも幾つかの大きなものをつくってきました。そして制度も動かしてきました。そういう中で、お三方からは指定管理の問題が出ました。これまでに投資したものを損だからという理由だけで残すのではなく、真に必要なものは何かということを今回の議会を通じてお話をさせていただいたと思います。

郡上市をつくるに当たっては、先般、郡上の若者会議が開催をしてくれました「ミチトキテン」、これが成功裏に終わりました。少なく見積もっても4,000人が集まってくれたそうです。20代、30代、40代の郡上のこれからを背負う若者が、ああいった大きなイベントを打ち立て、それを全て動かしてくれました。

市の関与はできるだけない、これが前提での開催でした。郡上市という大きなお城をつくるためには土台をしっかりと作らなければなりません。お城の4つある土台のうち、1つの大きな石垣がこ

の「ミチトキテン」によりできたと私は評価をしています。

この世代は、それぞれの地域、美並であり、明宝であり、そういった7つの地域から出てきた若者がお互いにつながり、そしてこの郡上の大好きな方向性を示すため動きをし、つまりこれからこのグループは少なくとも30年から40年は郡上を支えることができます。

私は今回の「ミチトキテン」が、今お話したように、大きなお城の一角の城郭を造ったということを確信しました。

これから私たち執行部と議会の皆さんと一緒にになって、残り3つのお城の石垣を造る必要があります。幾つかの仕掛けをかけながら、そしてこれからの現状をどうするかということをしっかりと考えて、将来世代に不公平感がないような今の郡上市を発展させるための起債を行っていきたいと思います。

結びになりますが、議員の皆様方におかれましては、健康には今後も十分御留意をいただきまして、ますますの御活躍をされますよう御祈念申し上げます。

以上、閉会に当たり御挨拶といたします。

令和7年9月26日、郡上市長 山川弘保。

どうもありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（森藤文男） ありがとうございました。

それでは、令和7年第3回の郡上市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

9月4日から23日間にわたりて、条例の改正、また決算認定、そして補正予算等におかれまして、慎重な審議をいただきまして、無事議決することができました。ありがとうございました。

また、山川市長をはじめ執行部の方にも、本当に真摯な態度で臨み、本当にありがとうございました。一般質問等、議員のほうからいろいろと申し上げましたが、しっかりと市民の意見としてしっかりと捉えていただきながら、市政にいい方向に反映していただきたい、そういうふうにして思います。

ただ、一言申し上げたいのは、先ほど今日は、請願等でしっかりと討論をしていただいたことは、私的には非常に評価をさせていただきたい、かように思います。

しかしながら、この9月定例会におきまして、議案精読という期間がございます。にも関わらず、決算認定で一言も意見を言わない議員、これは少し残念に思います。私たち議員は、何百、何千という市民の方から負託を受けて、特別な場に私たちはいます。何度も申し上げますが、負託とは市民の方から責任を持たせ、任せられている、そういうことあります。この重いことをしっかりと受け止めて、この議場に上がってきている覚悟を持って臨んでいただきたいと思います。昨今、地

方議員がいろいろと質の低下等言われます。そういうことないように、しっかりとこの郡上市議会は、郡上市民、郡上市のために、この軸だけはしっかりとぶれないように建設的な意見でこの場に臨んでいただきたいというふうに思います。

執行部と議会は車の両輪とよく言われますが、この間にはしっかりと緊張感は持っていただきたい、かように思います。

いろいろ申し上げましたが、9月議会後いろんな行事等もございますので、各議員におかれましては積極的に参加をし、また12月議会に向けて自己研鑽に励んでいただきたいというふうにして思います。

まだまだ残暑厳しい折、健康には皆様方も十分留意をしていただきながら、12月の議会にまた新たな気持ちで臨んでいただきたい。あつという間な12月を迎えることになると思いますので、しっかりと充実した議員としての責任、立場、役割を果たし、自覚を持って過ごされるようお願いを申し上げます。

それでは、今後も十分健康には留意されまして、お過ごしをいただくことを申し上げまして、私からの挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（森藤文男） 以上で、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和7年第3回郡上市議会定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでございました。

（午前11時05分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 森 藤 文 男

郡上市議会議員 田 代 まさよ

郡上市議会議員 田 中 義 久